

各都道府県知事 殿

林野庁長官

「デジタル原則」を踏まえた公告方法について

「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について」(令和 3 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえて策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会策定)においては、デジタル原則の点検の方向性として「紙の介在(書面、原本等)を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とする」とともに、「人の介在(対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等)を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とする」とされている。

については、森林組合法第八条の二に基づき森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会が定款に定める公告の方法は、同条第二項第三号の電子公告による公告が可能な場合においては、電子公告を定めるよう、適切な指導をお願いする。

参考

○森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）

（公告の方法等）

第八条の二 組合は、公告の方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

2 組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

3・4 （略）

5 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「森林組合法第八条の二第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「森林組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（電子公告調査）

第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

5 林政経第 295 号
令和 6 年 3 月 21 日

全国森林組合連合会代表理事会長 殿

林野庁長官

「デジタル原則」を踏まえた公告方法について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知したので、御了知の上、森林組合系統に周知願いたい。